

□ ～ひとり親家庭の自立をサポートする～

■ YELL ながさき メールマガジン Vol. 248 2025. 9. 12 配信

このメールマガジンは、情報提供を希望する登録者のみなさま及びスタッフが名刺交換をさせていただいた方へお送りしています。

／／／／ I N D E X －／／／／／／／／／／／／／／／／／／

- ◆ 特集……家族法制の見直しに関する改正民法
～財産分与に関するルールの見直し
- ◆ 支援情報……「県営住宅」「市・町営住宅」の募集
- ◆ 9月・10月の予定……YELL ながさき定期法律相談
- ◆ 編集後記……長崎の地理を勉強しよう～島と海岸線～

■ 特 集

父母の離婚後の子の養育に関するルールが改正されました。
この法律は、2026(令和8)年5月までに施行されます。

Point は…

- ・財産分与の請求期間が2年から5年に延長されています。
- ・財産分与において考慮すべき要素が明確化されています。
- ・財産分与に関する裁判手続の利便性が向上します。

【財産分与の請求期間】

財産分与は、夫婦が婚姻中に共に築いた財産を、離婚の際にどのように分け合う制度です。財産分与は、まずは夫婦の協議によって決めますが、協議が整わない場合は、家庭裁判所に対して財産分与の請求をすることができます。この財産分与の請求ができる期間は、離婚の時から2年間とされてきましたが、今回の改正により、離婚後5年間に延長されることになりました。

【財産分与の考慮要素】

これまで裁判例の積み重ねにより、財産分与に当たってどのような事情を考慮すべきかが、明確に規定されていませんでした。そこで、今回の改正では、財産分与の目的が各自の財産上の公平を図ることであることを踏まえ、考慮要素を明記しました。財産分与の考慮要素を例示することで、「財産の取得又は維持に関する各自の寄与の程度」については、直接収入を得る活動に限らず、家事労働や育児の分担など様々な性質のものが含まれることから、寄与の程度は、原則として夫婦対等（2分の1ずつ）とされています。

（例示された考慮要素）

- ・ 婚姻中に取得又は維持した財産の額
- ・ 財産の取得又は維持についての各自の寄与の程度→ 原則 2 分の 1 ずつ
- ・ 婚姻の期間
- ・ 婚姻中の生活水準
- ・ 婚姻中の協力及び扶助の状況
- ・ 各自の年齢、心身の状況、職業、収入

【裁判手続の利便性向上】

財産分与に関する裁判手続では、分与の対象となる財産の種類や金額を明らかにする必要があります。そこで、今回の改正では、手続きをスムーズに進めるために、家庭裁判所が、当事者に対して財産情報の開示を命じることができることとしています。

■ 支援情報

【県営住宅】

● 定期募集 ● 【第 3 期】 10 月 24 日 (金) から募集住居一覧表配布

<https://www.pref.nagasaki.jp/shared/uploads/2025/04/1744591084.pdf>

○ 募集に関するお問合せは、直接下記の 各地区の住宅公社 にお尋ねください。

【お問い合わせ先】

長崎地区 (本社) 095-823-3050

<https://www.pref.nagasaki.jp/shared/uploads/2017/06/1497837850.pdf>

佐世保事務所 095-622-9612

<https://www.pref.nagasaki.jp/shared/uploads/2017/06/1497837872.pdf>

大村事務所 095-752-6825

諫早事務所 095-726-9053

<https://www.pref.nagasaki.jp/shared/uploads/2017/06/1497837886.pdf>

【各市町営住宅】

★★【最新情報は各市町 HP をご覧ください】★★

《長崎市》

●定期募集●申込書配布

<https://www.city.nagasaki.lg.jp/page/1817.html#toc>

<https://www.city.nagasaki.lg.jp/uploaded/attachment/39800.pdf>

●随時募集●

<https://www.city.nagasaki.lg.jp/uploaded/attachment/48114.pdf>

《諫早市》

●3期募集●案内書配布日 10/7(火)～

<https://www.city.isahaya.nagasaki.jp/soshiki/64/12760.html>

●随時募集●

<https://www.city.isahaya.nagasaki.jp/uploaded/attachment/22155.pdf>

《平戸市》

●随時募集●

<https://www.city.hirado.nagasaki.jp/kurashi/life/sumai/shiei/2024-1004-1456-124.html>

《雲仙市》

●随時募集●（先着順）

https://www.city.unzen.nagasaki.jp/ki_ji0034442/index.html

《西海市》

●定期募集●募集期間 9/1(月)～9/16(火)

<https://www.city.saikai.nagasaki.jp/kurashi/jutaku/3/4875.html>

《東彼杵町》

●随時募集●

<https://www.town.higashisonogi.lg.jp/soshiki/kensetsuka/1/3/333.html>

《五島市》

市営住宅（申込受付 9/10(水)～9/19(金)）

<https://www.city.goto.nagasaki.jp/s5720/010/010/010/010/20190225165600.html>

●定期募集●申込受付 10 月上旬～10 月中旬

<https://www.city.goto.nagasaki.jp/li/kurashi/120/010/010/020/index.html>

※お申込みについては、お住まいの各市町へお問い合わせください。

■ 9 月 & 10 月の予定

《事前予約受付中》

「YELL ながさき無料定期法律相談」

☆9 月 17 日（水）13:00～16:00 池内 愛弁護士

山下・川添総合法律事務所

http://www.yamashita-lo.jp/attorney_profiles_i.html

☆10 月 15 日（水）13:00～16:00 伊藤 岳弁護士

崎陽合同法律事務所

<https://www.kiyou-houritsu.com/>

※長崎県弁護士会所属です。

※日程などが合わない場合はご相談ください。

※来所しての相談が難しい場合は、電話法律相談も行なっております。先ずはお問合せください。

【お問合せ・お申込み】095-801-4445 YELL(エール)ながさき

■ 編集後記 ——Today I choose joy!!!——

長崎の地理を勉強しよう ～島と海岸線～

2023 年 2 月の調査で 36 年ぶりに最新の日本の島の数が発表されました。それによると日本の島の数は 1 万 4125 と倍増し、長崎県の島数は前回調査より 508 増えて 1479 と全国 1 位をキープしました。航空写真の画質が精密になるなど測量技術の進歩によって、より正確に地形を把握することができるようになったためです。

こうして長崎県の特徴を数字で見えていくと、改めて「海と島の県」であることが浮かび上がります。島の数は 1479 で全国 1 位。面積は全国の約 1% にすぎないのに、海岸線の長さは全国の海岸線の約 12% にあたる 4166Km 有し、北海道に次いで 2 位 (北方領土を除くと全国 1 位) というのですから驚きです。

長崎の地形は複雑で、リアス式海岸や平地の少なさといった条件は、ときに不便さを伴います。それでもその環境こそが、豊かな漁場を生み、独特の文化や生活様式を形づくってきました。島々を結ぶ船や橋、狭い土地を工夫して使う暮らしぶりは、人々の知恵とたくましさの証といえるでしょう。

「全国 1 位」「全国 2 位」というランキングの裏には、数字だけでは語りつくせない日々の営みがあります。自然に囲まれた長崎の姿は、単なる地理の知識を超えて、私たちに人と自然の結びつきについて考えさせてくれるものだと思います。

最後までお読みいただきありがとうございました。